主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は、控訴人らの負担とする。 事

控訴人ら訴訟代理人は、「原判決を取り消す。被控訴人は、控訴人aに対し金一九一万二、五九〇円、その余の控訴人に対しそれぞれ金七一万〇、二四二円あて、および右各金員に対する昭和四二年一月一四日から支払ずみにいたるまで年五分の割合による金員を支払え。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決並びに仮執行の宣言を求め、被控訴人訴訟代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述および証拠関係は、つぎに記載するほかは、原判決事 実摘示のとおりであるから、これ(ただし一審被告 b に関する部分を除く。)を引 用する。

控訴人ら訴訟代理人は、

ー 本件自動二輪車の陸運事務所の登録も、自賠責任保険加入者も被控訴人となっており、右自動車の保有者は被控訴人である。

二 仮に、被控訴人が右自動車の所有者でなかつたとしても、被控訴人は、いつ 交通事故が起るかもわからぬ自動車を、あえて自己が権利者であるとして登録し運 行の用に供していた(すなわちbをして使用させていた。)のであるから、禁反言 ないし名板貸の法理に照らし、対外的には保有者と同一の責任を免れないものとい うべきである。

三 仮に、右主張が理由がないとしても、bは当時被控訴人に雇われ、被控訴人の店から三沢市内の工事現場へ、被控訴人のブルドーザー操作のため右自動車を運転して通つていたものであり、その途中で本件事故を惹起したものであるから、使用者たる被控訴人の事業の執行について他人の権利を侵害し損害をこうむらせたというべきであり、民法第七一五条により使用者たる被控訴人はその損害を賠償する義務がある。

と述べた。 証拠(省略)

里 由

一 当裁判所は、原審挙示の各証拠により、原審の判示したとおり (一) (一審相被告) bが昭和四一年七月三〇日午後六時ころ、自動二輪車 (青あ〇×—×〇) を運転して三沢市から十和田市へ向つて県道を進行し、十和田市大字c字de番地先付近を通過した際、fの運転する第二種原動機付自転車(十和田市B—△□△□)が同一方向に向つ進行していたのを約二〇数メートル前方に発見し、その左側を追い越そうとして右自動車右側をfの乗つていた原付自動車左側に衝突させ、同人の腹部等に重傷を負わせ、同年八月一二日死亡させるに至つたこと、

(二) 右事故は、bが、折から雨混りの向い風という悪天候の中を、少くとも時速六〇キロメートルを超える速度で右自動車を運転し、前方注視をおろそかにし、しかも先行車の左側を追い越そうとした過失により、右自動車をfの乗つていた原付自転車に衝突させたものである。

と認めるので、原判決七枚目表八行目から八枚目表一行目までを引用する。 二 控訴人らは、bの運転していた前示自動二輪車の保有者は被控訴人であると 主張し、これに対し被控訴人は、bが右自動車の所有者かつ使用権者であり、同人 が自己のためこれを運行の用に供していたものであると主張するので判断する。

(要旨)右認定した事実によると、前示自動二輪車の買主としてはこれを使用する権利を有し、自己のためこれを〈/要旨〉運行の用に供していたのは b であり、被控訴人はたかだか保証人として主債務者 b の割賦代金債務の履行を確保するため、官庁への届出の手続および自動車損害賠償責任保険契約の締結を被控訴人の名をもつてなしていたにすぎないのであつて、右自動車の運行を支配し、またその運行による利益を享受しているものでもないから、自動車損害賠償保障法にいう「保有者」にあたらないものといわなければならない。

あたらないものといわなければならない。 また、控訴人らは、被控訴人が右自動二輪車の所有者でなかつたとしても、被控訴人はいつ交通事故が起るかもわからぬ自動車をあえて自己が権利者であると登録し、bをして使用させて運用の用に供していたのであるから、禁反言ないし名板との法理に照らし、対外的には保有者と同一の責任を負らべきであると主張する。るいし、前示認定のとおり被控訴人において所有者であるような諸手続を経ているとにより、控訴人らは被控訴人が前示自動二輪車の所有者であると誤認したとしたより、控訴人はbに対し、何らかの事業ないし取引関係につき自己の名義を使用することを許諾したものてはないから、禁反言ないし名板貸の法理を適用する会地なく、したがつて被控訴人が自動車損害賠償保障法第三条にいう自動車の保有者としての責任を負わせることはできない。

最後に、控訴人らは、bが当時被控訴人に雇われ、被控訴人の業務の執行中に本件事故を起したものであるから民法第七一五条により被控訴人はその責に任すべきであると主張するので判断する。

以上認定した事実によれば、本件事故は、bが自己所有の自動車によつて、また単に派遣先から被控訴人方へ赴く過程において生ぜしめたものというべきではあるが、この事実だけをもつてしでは、いまだbの自動車の運転が、客観的外形的にみても被控訴人の事業の範囲に属すると認めるには足らず、したがつて、本件事故が

被控訴人の事業の執行につきなされたものと認めるには充分でなく、その他、本件全証拠を検討しても、これを肯認することができない。 三 以上認定説示したとおり、控訴人らの被控訴人に対する本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がなく、棄却すべきである。

よって、控訴人らの被控訴人に対する請求を棄却した原判決は相当であり、控訴 人らの本件控訴は理由がないから、民訴法三八四条によりこれを棄却することと し、訴訟費用の負担につき同法九五条、八九条、九三条を適用して、主文のとおり 判決する。

(裁判長判事 鳥羽久五郎 判事 牧野進 判事 井田友吉)